



観音瀬水路

11月1日～7日は文化財保護強調週間

# みんなで守ろう地域の宝

文化財は、私たちの祖先の生活の中で生まれ、育まれてきた貴重な財産であり、昔と今をつなぐ大切な役割を担う「地域の宝」です。現代を生きる私たちに、生きていくためのヒントを与えてくれる文化財をみんなで守っていきましょう。

◎問い合わせ 文化財課 ☎23-9547

### 文化財保存の現状

市内には、多くの有形・無形・民俗文化財があります。地域住民が大切に保存・継承してきましたが、現在では、少子高齢化や価値観の多様化などの影響で文化財を守る担い手が減少しています。そのため、荒廃したり、破壊されたりしている文化財もあります。

### 文化財保護の取り組み

市では、地元住民や事業者の協力の下、指定文化財を中心とした文化財保護に取り組んでいます。未指定の史跡などは、必要に応じて市が協力しながら個人や団体が管理し保護に努めています。

### 遺跡 ～足元に眠る文化財～

私たちが生活している地面の下には、昔の生活や文化について教えてくれる貴重な文化財が眠っています。市内でも、千力以上の遺跡が確認されていて、これらは「埋蔵文化財」と呼ばれる国民共有の財産です。これらは地下にあるため、知らないうちに工事などで影響を与えている場合があります。遺跡を守ることが、私たちの大事な歴史を守ることにもつながります。

### その工事、ちょっと待って！

開発や工事、家屋の建築などを計画したときは、遺跡を守るための協議や手続きなどが必要です。

#### ①遺跡の範囲の照会

※市ホームページでデジタル遺跡地図を公開しています

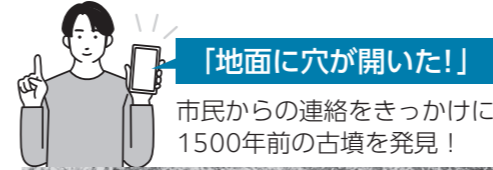
#### ②試掘・確認調査(市負担)

詳しくは、文化財課まで問い合わせください。



### 市民の協力で守られる文化財

市内には、地下に穴を掘って造る「地下式横穴墓」という古墳が多く存在します。この古墳は、市民からの連絡で存在が確認されることも多く、その保護につながっています。



「地面に穴が開いた！」  
市民からの連絡をきっかけに1500年前の古墳を発見！



菓子野地下式横穴墓(2017年)

### 地域の宝である史跡を守り続けたい

高城町有水には、江戸時代の薩摩藩による一向宗弾圧時にひそかに信仰を続けた「田辺かくれ念仏洞」という市指定史跡があります。十数年前に、雑草が生い茂っている様子を見て「どうにかしたい」と思い、自主的に管理を行うようになりました。

多くの人に史跡を見学してもらいたいとの思いから、今では、県指定史跡「観音

瀬水路」を含む2つの史跡周辺の草刈りやトイレ掃除、のぼりの設置や希望者への史跡ガイドを行っています。

地域住民で協力し合い、昨年見学者用に整備した駐車場は、クリスマスパーティーなどのイベント会場としても活用され、住民同士の交流の場にもなっています。

今後も、史跡を大切に守り続け、地域活性化につなげていきたいです。



高城地区第14自治公民館館長  
あき てる ささば 照明 さん

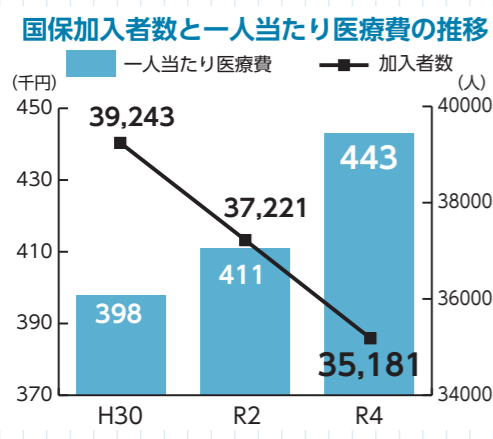
# 国民健康保険(国保)の健全な運営に協力ください

国保は、病気やけがをしたときに医療費などの負担を軽くするため、全ての加入者がお金を出し合って互いに助け合う制度です。今回は、国保の運営に大きな影響を与える医療費の現状や、国保税の状況について紹介します。 ◎問い合わせ 保険年金課 ☎23-2127



### 増え続ける医療費

国保の加入者数が年々減少する一方で、国保加入者の高齢化や医療技術の高度化に伴い、1人当たりの医療費は増加傾向にあります。令和4年度の1人当たりの医療費は約44万円でした。



### 医療費の抑制のために

●定期的な健康診断の受診  
特定健診や人間ドックなどを定期的に受診し、病気の早期発見や早期治療を心掛けましょう。

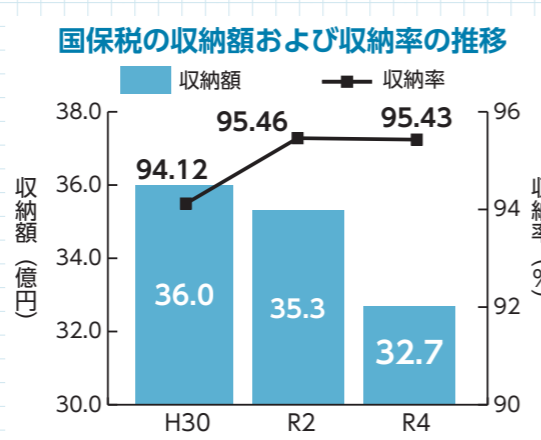
●医療費通知書の確認  
市は、治療にかかった医療費額を年6回通知しています。自己負担額を確認して、医療費に対する関心を高めましょう。

●ジェネリック医薬品の利用  
新薬に比べて価格が安いので、支払う代金の軽減や医療費全体の抑制にもつながる「ジェネリック医薬品」を利用しましょう。

※ジェネリック医薬品は、新薬と同じ有効成分で作られていて、同等の効果があります。また、味や臭いの改善、保存性の向上などが図られています

### 国保税の収納率・収納額

令和4年度の国保税の収納率は95.43%で、令和2年度から3年連続で95%以上の収納率を達成しています。一方で、加入者数の減少に伴い、収納額は減少傾向にあります。



### 国保税確保と税負担の公平性を保つための取り組み

●夜間窓口の設置  
毎週木曜日(祝日を除く)に、19時まで時間を延長して、納税相談を行っています。

●納税お知らせセンターの開設  
センターでは滞納者に直接電話で納付を促しています。

●財産調査・差し押さえによる滞納処分

### 納め忘れを防ぐ口座振替

滞納者に対して、財産の調査に基づき預貯金など財産の差し押さえを行っています。

### マイナンバーカードを健康保険証として利用ください

国は、令和6年秋以降に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードを健康保険証として利用を進めています。マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナンバーカードなどで事前登録が必要です。また、保険年金課(黄色窓口)でも登録の補助を行っています。



※マイナンバーカードが手元に無い人は、無償交付される資格確認書を医療機関などで提示することで、保険給付を受けることができます